

令和2年3月2日

泉南市報道提供資料

泉佐野市政記者クラブ会員 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦  
(広報担当：古木)

### 職員の処分等について

泉南市において、令和2年2月28日（金曜日）に地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

	所属	職名	年齢	処分内容	当時の職名（年度）
1	健康福祉部	事務職員 (部長級)	60歳	戒告(監督責任)	健康福祉部長 (平成27・28・29年度)
2	健康福祉部	事務職員 (次長級)	53歳	戒告(監督責任)	健康福祉部次長 (平成29年度)
3	健康福祉部 保険年金課	事務職員 (課長級)	55歳	戒告(監督責任)	健康福祉部保険年金課長 (平成29年度)
4	健康福祉部 保健推進課	技術職員 (再任用)	63歳	戒告(監督責任)	健康福祉部次長兼保険年金課長 (平成27・28年度)

#### 【処分根拠】

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号並びに泉南市懲戒処分の指針

#### 【処分に至った事実の概要】

国民健康保険の調整交付金の申請において、70歳以上で1割負担の被保険者の医療費に70歳以上で2割負担の被保険者の医療費を上乗せして申請したため、過剰請求となった。同様の申請を平成27年度から平成29年度までの3年間繰り返したことで、結果として過大な返還が発生した。

経済的な損失はないものの、市の行財政運営に大きな影響を与える事案であり、なにより市民に心配を与え、市や国民健康保険事業に対する信頼を大きく失墜させる事案であるため、関係した職員の処分を決定した。

**【市長コメント】**

この度、国民健康保険調整交付金に関する誤った交付申請により、多額の返還金が生じたことにつきましては、市民の皆様には大変なご心配をおかけしておりますことに心よりお詫び申し上げます。

市民の負託に応え、信頼される市政の推進に一層努めるため、チェック体制の強化や適正な事務処理の徹底を図り、再発防止に取り組んでまいります。

**本件連絡先**

総合政策部人事課  
(担当：竜田、松野)

[TEL:072-483-0003](tel:072-483-0003)